

### Ⅲ 導入計画の作成認定について

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画は、農業者が持続性の高い農業生産方式の導入を行うに当たり、金融上の特例措置を受けようとするときに作成されるものであり、当該計画について県知事の認定を受けることにより、このような特例措置を受けることができる。

#### 1 導入計画の作成

導入計画を作成することができる者は、

- ①一般的な技術と比べて技術水準の高いモデル性を有する農業生産方式を実施するのにふさわしい技術力を有し、かつ、
- ②個々の経営における作物の種類、栽培するほ場、導入する技術等の要素の選定に関し、自ら決定するだけの判断力を有する者であることが必要であり、農業経営の主体である者、すなわち「農業を営む者」である。

なお、導入計画を作成するにあたっては、県がその地域及び作物の特性に即した生産方式の具体的な内容等を明確に示した「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づいて作成することとし、その際、農業改良普及センターから必要な指導・助言を受けることができる。

#### 2 導入計画の認定

導入計画は、つぎの基準を全て満たす場合に認定される。

- ①導入計画が導入指針に照らし適切なものであること。
- ②目標とされている持続性の高い農業生産方式に係る作付面積が相当部分を占めていること。（具体的に、持続性の高い農業生産方式を導入しようとする作物ごとに、その農業生産方式による作付面積が、当該作物の作付面積全体のおおむね5割以上を占めること。）
- ③導入計画の達成される見込みが確実であること。
- ④持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入等の計画が適切なものであること。

なお、認定農業者は、認定導入計画を変更しようとするときは、県知事の認定を受けなければならない。

また、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認められる場合には、その認定が取り消される。

農業改良資金助成法の特例措置により、持続性の高い農業生産方式を導入しようとする場合には、当該生産方式がたい肥等の活用による土づくりと化学肥料・農薬の使用を減少させる技術のすべてを併せて行う生産方式であり、複数の技術の導入に対応した機械、施設等を必要とすることから、償還期間（据置期間を含む）は10年以内から12年以内に延長される。

#### 3 香川県における導入計画認定の手順について

香川県における導入計画の認定は、「香川県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定事務取扱要領（改正 平成20年3月26日19農経第18752-4号）」に基づいて行われる。

ア 取り組む持続性の高い農業生産方式について、農業改良普及センターと相談。

イ 申請書類を管轄する農業改良普及センターあて提出

必要書類

- ・持続性の高い農業生産方式の導入計画の認定について（第1号様式）
- ・持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第2条の（別紙様式））

ウ 香川県において、審査

エ 認定通知

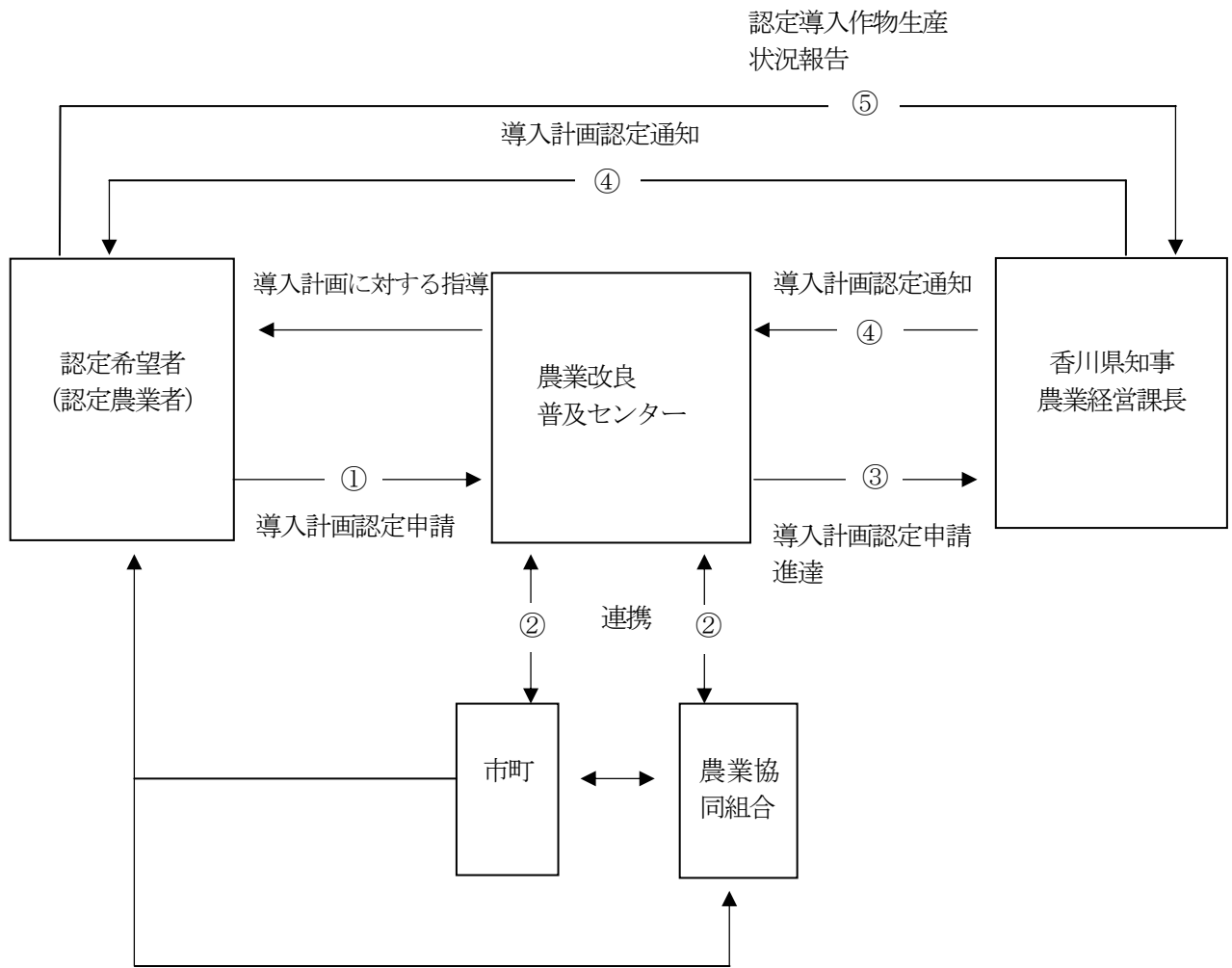


図 導入計画認定のフロー